

## 中山間地域等直接支払交付金 <第6期対策>

# 事務手続き等の手引き (集落用)

※今年度から、第6期対策（R7～R11）が始まります。  
この手引きと別紙「第6期集落協定・個別協定作成マニュアル」、  
「記入例」を必ず読んでから協定書等を作成して下さい。  
また、協定参加者全員に内容を共有して下さい。  
ご不明な点は、農政企画課（20-5420）まで  
お問合せ下さい。

令和7年5月

福井市 農政企画課

## 目 次

|   |                                                             |       |
|---|-------------------------------------------------------------|-------|
| 1 | 第6期対策（R7～）の主な改正点                                            | 1     |
| 2 | 制度の概要                                                       | 2     |
| 3 | 令和7年度スケジュール（集落用）                                            | 9     |
| 4 | 事務における注意点                                                   | 10    |
| 5 | 農地中間管理機構の活用について                                             | 15    |
| 6 | 参考様式                                                        |       |
|   | Ⅰ 集落備付 様式                                                   |       |
|   | ① 金銭出納簿                                                     | 17    |
|   | ② 個人配分表兼受領証                                                 | 18    |
|   | ③ 関係証拠書類綴り                                                  | 19    |
|   | ④ 作業記録                                                      | 20    |
|   | Ⅱ 多面的機能発揮促進事業（2号事業（中山間地域等直接支払交付金））<br>に関する計画の変更認定申請書〔変更届出書〕 | 21～22 |
|   | Ⅲ 環境負荷低減のチェックシート                                            | 23    |

## 1 第6期対策（R7～）の主な改正点

### 1. 対象農用地の変更

|      |                                                                       |
|------|-----------------------------------------------------------------------|
| これまで | 農振農用地区域内の農用地                                                          |
| 第6期～ | 農振農用地区域内 <u>及び地域計画区域内の農用地（令和7年度については、「地域計画の策定が確実と認められる区域」も対象とする。）</u> |

### 2. 体制整備単価(10割)の要件の変更

|      |                                                                            |
|------|----------------------------------------------------------------------------|
| これまで | 「集落戦略」の作成                                                                  |
| 第6期～ | <u>「ネットワーク化活動計画」</u> の作成<br>※「ネットワーク化活動計画」は別添様式に沿って作成してください。（別添マニュアルp.3参照） |

### 3. 加算措置の追加

- ① 棚田地域振興活動加算 <継続>
- ② 超急傾斜農地保全加算 <継続>
- ③ **ネットワーク化加算** <新設>
- ④ **スマート農業加算** <新設>
- ⑤ 集落機能強化加算の経過措置 <継続>（福井市は該当しません）

※詳細は、5ページ以降をご覧ください。

※加算措置の実施を希望する集落は、ヒアリングまでに農政企画課までご連絡下さい。

### 4. 加算措置重複適用に係る単価減額措置の廃止について

第5期対策では、加算措置を複数適用する場合に、2つ目以降の加算の上限単価を 1,000 円減額していましたが、**第6期対策では減額措置が廃止**になりました。

## 2 制度の概要

### (1) 中山間地域等直接支払制度

本制度は、中山間地域における農業生産条件の不利を補正することにより農業生産活動の継続とそれによる多面的機能の確保を図るための施策であり、1ha以上の農用地で5年間以上農業生産活動等を継続する集落等の農業者に、交付金を直接交付するものです。

### (2) 対象地域、対象農用地

過疎法等地域振興9法で指定された「①対象地域」にあり、一定の勾配・面積要件を備えた「②対象農用地」であることが条件です。

〔条件①：対象地域〕 国・県により対象地域として認定されている地域

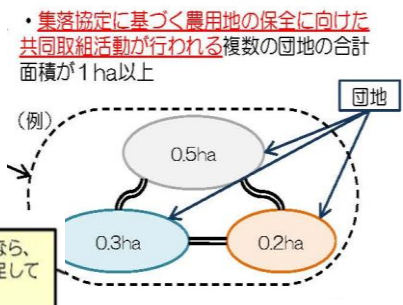
| 地域区分 |      | 該当地区名                   |        |                               |
|------|------|-------------------------|--------|-------------------------------|
|      |      | 特定農山村地域                 | 山村振興地域 | 特認地域（※注）                      |
| 地区名  | 福井地区 | 西安居・大安寺・国見・殿下・鷹巣・本郷・一乗谷 | 一乗谷    | 桑地区（田ノ頭・市ノ瀬）<br>酒生地区（篠尾・高尾） 他 |
|      | 清水地区 | 志津                      | なし     | 坪谷地区（坪谷）                      |
|      | 美山地区 | 全域                      | 全域     | なし                            |
|      | 越廼地区 | 全域                      | なし     | なし                            |

（※注）：都道府県知事が地域の実態に応じて定める基準に該当する地域

〔条件②：対象農用地〕 対象農用地となるための基準

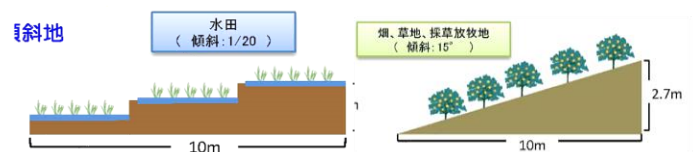
- ・傾斜基準等（下記①～④のいずれか）を満たすこと
- ・一団の農用地が集落全体で1ha以上あること

※他の集落と連携し1haにすることも可



#### ① 急傾斜農用地

- ・田1／20以上  
（10mごとに0.5m上昇）
- ・畑、草地及び採草放牧地15度以上  
（10mごとに2.7m上昇）



#### ② 自然条件により小区画・不整形な水田

#### ③ 急傾斜農用地（①）と連担している緩傾斜農用地

一団の急傾斜農用地と物理的に連担しており、急傾斜農用地の維持に必要な場合に限る。

#### ④ 次のアまたはイの基準を満たす農用地であって、特に市長が必要と認めるもの

- ア 旧美山町、旧越廼村において、第2期対策（平成17年度～平成21年度）時に旧町村の基本方針に従って認定された農用地
- イ 高齢化率が40%以上であり、かつ、耕作放棄率が次の式により算定される率以上である集落にある農用地  $(8\% \times \text{田面積} + 15\% \times \text{畑面積}) \div (\text{田面積} + \text{畑面積})$

### (3) 交付対象者と交付対象となる行為

○交付対象者 → 協定に基づき5年間以上継続して行う農業者等

※ 「農業者等」とは、農業者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織など

○交付対象となる行為 → 協定に基づき5年以上継続して行われる農業生産活動等

### (4) 取組内容

【変更あり】

※協定作成の詳細は「第6期集落協定・個別協定作成マニュアル」、「記入例」をご参照ください。

### 【集落協定】※ほとんどの集落はこちら

集落協定については、協定に定める活動内容が、①の「農業生産活動等を継続するための活動」のみの場合は交付単価の8割、①に加えて②の「体制整備のための前向きな活動」を行う場合は交付単価の10割を交付します。

#### ①農業生産活動等を継続するための活動：基礎単価（単価の8割を交付）

- 農業生産活動等（必須活動）  
「耕作放棄の防止等の活動（例：担い手の確保・育成、高齢農家等の農用地の賃借権設定、荒廃農地復旧、法面保護・改修、鳥獣被害防止）」及び「水路・農道等の管理活動（例：泥上げ、草刈り）」
- 多面的機能を増進する活動（選択的必須活動）  
「国土保全機能を高める取組（例：土壌流亡に配慮した営農、周辺林地の管理）」「保健休養機能を高める取組（例：景観作物の作付、体験農園、棚田オーナー制度）」「自然生態系の保全に資する取組（例：魚類・昆虫類の保護、鳥類の餌場の確保）」の中から1つ以上の活動を実施

#### ②体制整備のための前向きな活動：体制整備単価（①+②の活動により単価の10割を交付）

- ネットワーク化活動計画の作成 **第6期対策から**  
ネットワーク化活動計画は、必要に応じて市町村が指導しつつ、協定期間中（令和11年度まで）に作成を完了する必要があります。なお、ネットワーク化活動計画の作成ができなかった場合等は、交付金（単価の2割分）を返還していただくことになります。

### 中山間地域等直接支払制度 留意点

本交付金の実施に当たっては、以下の点についてご留意下さい。

#### (1) 協定参加者の話合いと合意に基づく活動の徹底

- 本交付金は、協定参加者の話合いと合意により締結された協定に基づいて活動するものです。交付金の使途を含めた活動実績についても、協定参加者に報告するなど、活動の透明化を図りましょう。
- 集落協定に定められた活動内容が適切に行われなかった場合、交付金の返還となることもありますので、協定の活動内容や協定農用地の範囲について、協定参加者で確認しましょう。

#### (2) 事務負担の軽減について

- 集落協定の事務作業が一部の者に集中していないか、事務作業を担う者への報酬が適正な水準となっているか等について、協定参加者で点検・確認を行いましょう。
- 事務作業の担い手がない等の場合は、複数の集落協定間でのネットワーク化等による専従職員の配置や、交付金を活用した事務の外注化を検討しましょう。

#### (3) 書類の作成と管理について

会計経理が適切に行われていることを証明するため、金銭出納簿、領収書、活動を行った記録、加算措置の取組実績が分かる書類、共用資産管理台帳などの必要な証拠書類を作成した上で、日付順に整理するなど、日頃から適切な管理を行いましょう。

#### (4) 集落協定の変更手続の励行

- 集落協定の内容に変更が生じた場合、集落協定の変更手続を行ってください。
- 変更手続が必要か、不明な場合には、市町村にご相談ください。



## 【個別協定】

### ①農業生産活動等を継続するための活動

- 農業生産活動等（必須活動）  
「耕作放棄の防止等の活動（例：担い手の確保・育成、高齢農家等の農用地の賃借権設定、荒廃農地復旧、法面保護・改修、鳥獣被害防止）」及び「水路・農道等の管理活動（例：泥上げ、草刈り）」
- 多面的機能を増進する活動（選択的必須活動）  
「国土保全機能を高める取組（例：土壌流亡に配慮した営農、周辺林地の管理）」「保健休養機能を高める取組（例：景観作物の作付、体験農園、棚田オーナー制度）」「自然生態系の保全に資する取組（例：魚類・昆虫類の保護、鳥類の餌場の確保）」の中から1つ以上の活動を実施

### ②農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項

- 令和11年度までに利用権の設定又は基幹的農作業受託面積の合計が、協定認定時における協定農用地面積の10%又は0.5haのうちいずれが多い方の面積の増加

#### 個別協定の締結

【対象者】認定農業者、認定新規就農者、これに準ずるものとして市町村長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織

【要件】次のいずれかを実施（原則、期間は5年以上）

- ・利用権の設定等
- ・基幹的農作業受委託（※1）

自作地も対象にする場合

自作地を対象にしない場合

#### 【農用地に係る要件】

- 次のいずれかに該当
- ・自作地を含む一団の農用地を全て耕作すること
  - ・一定以上の経営規模を有していること（※2）

#### 【取組事項に係る要件】

- 次のいずれかを実施
- ①農業生産活動等として取り組むべき事項
  - ②農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項

①、②の協定への規定は任意

所得要件あり（※3）

所得要件なし（※3）

①のみを実施

②を実施

8割単価

10割単価

※1 同一生産工程における基幹的農作業のうち田の場合は3種類以上、畑の場合は2種類以上、草地の場合は1種類以上の作業受委託

※2 都府県にあっては3ha以上、北海道にあっては30ha以上(草地では100ha以上)の経営の規模を有している場合。経営の規模とは、対象農用地に存する農用地面積をいい、自作地、借入地及び受託地の合計面積で判定

※3 農業従事者一人当たりの農業所得が同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得（直近3カ年の「家計調査年報（総務省統計局）」の各都道府県の県庁所在地の年平均勤労者所得）を上回らないこと

## (5)交付単価

地目や傾斜区分に応じて、下表の単価が交付されます。

| 地目 | 区分          | 交付単価<br>円/10a |
|----|-------------|---------------|
| 田  | 急傾斜(1/20～)  | 21,000        |
|    | 緩傾斜(1/100～) | 8,000         |
| 畑  | 急傾斜(15度～)   | 11,500        |
|    | 緩傾斜(8度～)    | 3,500         |

## (6) 加算措置 【変更あり】

次の取組を実施した場合、交付金の上乗せ加算が受けられます。

### ① 棚田地域振興活動加算

認定棚田地域振興活動計画（認定計画）に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に加算

**対象協定：** 体制整備単価の集落協定のみ

**対象農地：** 認定計画に「指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等」に位置付けられている棚田等で、田であれば1/20以上、畑であれば15度以上の農地

※ ネットワーク化加算との重複は可能ですが、超急傾斜・スマート農業の各加算、集落機能強化加算の経過措置と同一農用地を対象とした重複はできません。

**単 価：** 10,000円/10a（急傾斜地 田:1/20以上、畑:15度以上）  
14,000円/10a（超急傾斜地 田:1/10以上、畑:20度以上）

**上限額：** なし

**取組期間：** 1～5年

**目標設定：** ア「棚田等の保全に関する目標」

イ「棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮に関する目標」

ウ「棚田を核とした棚田地域の振興に関する目標」

#### 【対象活動の例】



棚田オーナー制度による  
棚田地域振興活動



石積み保全活動

ア～ウ各々に定量的な目標を一つ以上、計3つ以上の目標を定めます。その3つ以上の目標には、棚田の価値を活かした活動（地域の実情に応じたもの）、集落機能強化（人材の確保を含む）及び生産性向上に関する目標を含める必要があります。

#### 目標設定例：

ア：○棚田の保全活動に取り組む人数を関係人口の協力を得て、▲人から■人に増加させる。

イ：食味基準を設ける等により品質向上を図り棚田米の販売量／額を▲トン／円から■トン／円に増加させる。

ウ：棚田の周辺に直売所（農家レストラン）を整備し、年間●円の売り上げを達成する。

認定棚田地域振興活動計画は、R7.5月現在、福井市では未実施です。

### ② 超急傾斜農地保全管理加算

超急傾斜農地の保全等の取組を行う場合に加算

**対象協定：** 集落協定、個別協定

**対象農地：** 田であれば1/10以上、畑であれば20度以上の農地

**単 価：** 6,000円/10a（田、畑）

**上限額：** なし

**取組期間：** 1～5年

**目標設定：** ア「超急傾斜農地の保全」

イ「超急傾斜農地で生産される農作物の販売促進等」

#### 目標設定例：

ア：当該農地の法面について、石積みの補修、防草シートの設置による適切な維持管理を実施する。

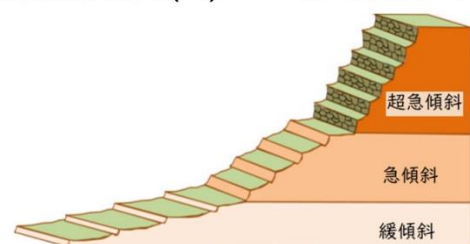
イ：当該農地を含む協定農用地で生産される農産物（○○）をJAのイベントとJAのHPを活用してPRする。



超急傾斜農地(田)



超急傾斜農地(畑)





前5頁の「②超急傾斜農地保全管理加算」における目標設定の例は、以下のとおりです。

| ① 超急傾斜農地の保全                                                                                                                                                 | ② 超急傾斜農地で生産される農産物の販売促進等                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(例) ○法面の維持・補修<br/>○耕作道、ほ場進入路等の維持<br/>○作業足場の設置、ほ場進入路の改良等<br/>○地区外からの土壌流入防止、地区外への土壌流出防止<br/>○農薬散布等施設の整備<br/>○共同防除体制の構築<br/>○鳥獣害防止施設の維持<br/>○鳥獣害防止施設の設置</p> | <p>(例) ○農産物 PR のための共通パッケージの作成<br/>○農産物 PR のためのパンフの作成<br/>○農産物の加工、直売所等での販売<br/>○JA・市で取り組んでいるブランド化戦略に即した農産物の販売<br/>○市・JA 等と連携したイベント等における農産物の PR<br/>○市・JA 等と連携したHPにおける農産物の PR<br/>○法面の植栽、カバープランツ等による景観づくり<br/>○環境に配慮した農業の取組による都市住民への PR<br/>○都市住民を対象にした交流事業<br/>○来訪者のための施設の設置・運営<br/>○棚田オーナー制度</p> |

### ③ ネットワーク化加算

第6期対策から

複数の集落協定間でのネットワーク化、統合等を行った上で、主導的な役割を担う人材の確保と農業生産活動等の継続のための活動を行う場合に加算

**対象協定：**体制整備単価の集落協定のみ

**対象農地：**①又は②の集落協定農用地

- ① 20ha以上のネットワーク化（協議会等を設置する場合に限る）又は20ha以上の統合を行った協定
- ② 新たに1組織以上の農業者団体以外の組織が活動に参画した上で、新たに参画する組織を含めて2組織以上の農業者団体以外の組織が活動に参画する協定（同じ地域計画区域内に他の集落協定がない場合に限る）

**単 価**：10,000円/10a（～5ha部分）  
4,000円/10a（5～10ha部分）  
1,000円/10a（10～40ha部分）  
（地目にかかわらず）

**上限額**：100万円/年度  
※統合の場合は、統合前の協定単位で上限額を設定

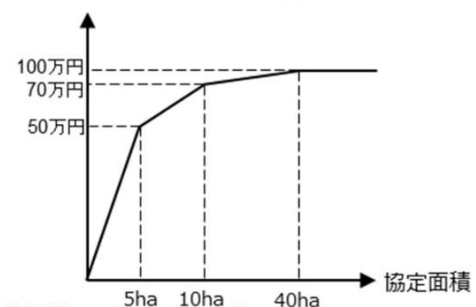
**取組期間**：1～5年

**目標設定**：定量的な目標を1つ以上定める。

**目標設定例：**

- ・ 高収益作物の作付面積を現状の○haから△haまで増加させる。
- ・ 機械の共同利用のための組織を立ち上げ、ネットワーク化した協定の農用地の○%で機械利用の共同化を行う。
- ・ 加工品の開発、販売を行い、販売額を○円から△円に増加させる。
- ・ 生産、加工、販売の過程を総合的に主導する人材を○名確保する。
- ・ ○○○の営農ボランティアを現状の△名から□名に増員する。
- ・ 農泊事業と連携して農業体験ツアーを行う体制を構築し、体験参加者を○人から△人に増加させる。

○協定面積と加算額のイメージ図



#### 【実施が必要な活動】

- 主導的な役割を担う人材（地域内の組織が行う活動において中心的な役割を担うことが見込まれる者）の確保
- 設定した目標達成に向けた農業生産活動等の継続のための取組（担い手等の人材確保、草刈等作業の共同化、機械・施設の利用の共同化 など）



#### ④ スマート農業加算

第6期対策から

スマート農業による作業の省力化・効率化を図る取組を行う場合に加算

**対象協定：** 体制整備単価の集落協定のみ

**対象農地：** 集落協定農用地

**単 価：** 5,000円/10a（地目にかかわらず）

**上限額：** 200万円/年度

**取組期間：** 1～5年

**目標設定：** 定量的な目標を1つ以上定める。

**目標設定例：**

- ・ ドローンを導入し、オペレーターを育成するとともに、農薬散布に要する時間を○割減少させる（農薬散布を行う面積を△haから□haに増加させる）。
- ・ リモコン式自走式草刈機を導入し、除草作業時間を○時間/日だけ減少させる（リモコン式自走草刈機を利用する面積を△haから□haに増加させる）。

##### 【対象活動の例】

- リモコン式自走草刈機による除草
- ドローンによる播種・防除・農薬散布
- 水管理システムや自動鳥獣捕獲機の導入 など



自走式草刈機の導入 ドローンによる防除作業

17

#### ⑤ 集落機能強化加算の経過措置

**対象協定：** 体制整備単価の集落協定のみ

**対象農地：** 第5期対策（R2～R6）に集落機能強化加算に取り組んでいた集落協定のうち、1組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が活動に参画する集落協定の農用地

※ネットワーク化加算との重複はできません

**単 価：** 3,000円/10a（地目にかかわらず）

**上限額：** 200万円/年度

**取組期間：** 1～5年

**目標設定：** 定量的な目標を1つ以上定める。

**目標設定例：**

- ・ ○○の収穫ボランティアを現状▲名から●名増員する。
- ・ 集落で受け入れるインターンシップ生の延べ活動日数を現在の年間▲日から●日に増加する。
- ・ NPO法人との連携体制を構築し、高齢者見回りサービスを開始するとともに、NPO法人の共同取組活動への参加体制を構築する。

##### 【対象活動の例】

- 新たな人材の確保（インターンシップ、営農ボランティア、農福連携 など）
- 集落機能を強化する取組（地域運営組織等の設立や連携、地域内外組織との連携 など）

##### 留意点

- ・ 集落機能を強化する取組は、地域運営組織の設立や地域運営組織等との連携等による集落協定の体制整備を目指すものです。このため、取組の目標は例を参考に集落協定の体制整備との関係がわかるものを設定してください。
- ・ 外部組織と連携する場合は、人的資源を補充し合ったり、連携活動により双方の活動が充実、効率化できるWin-Winの関係構築を目指してください。
- ・ 経過措置終了後の活動財源確保も含めて、中間年（令和7年度）を目途に活動継続のための体制整備に向けた検討を進めるよう努めてください。

※福井市では、現時点において「⑤集落機能強化加算」を活用している集落はありませんので、どの集落も経過措置の対象にはなりません。

## ◎加算措置の留意点◎

- ① 複数の加算措置を活用する場合、加算措置ごとに異なる取組・目標とする必要があり、同一の取組・目標に対して複数の加算措置を受けることはできません。
- ② 超急傾斜農地保全管理加算以外の加算措置を活用する場合、協定参加者の話し合いにより、その取組によって達成する目標を定量的に定めます。そのうち、棚田地域振興活動加算における目標については、都道府県の第三者委員会の機能を活用し、その妥当性の確認等を図ります。（その他の加算措置についても、国、都道府県、市町村は加算の取組の適切な実施について、指導を図ります。）
- ③ 加算を受けるには、原則として体制整備単価（10割）である必要がありますが、超急傾斜農地保全管理加算に限り、第5期対策と同様に、基礎単価（8割）の場合であっても活用が可能です。
- ④ 設定した目標が取組期間内に達成されなかった場合は、加算の遡及返還が必要となります。
- ⑤ 本交付金以外の国の補助事業の対象として整備する機械等に、加算分の交付金を充てることはできません。

## ◎注意◎

- ◎加算措置についての詳細は農政企画課にお問合せください。
- ◎目標設定は、確実に達成できる活動にしてください。
- ◎加算措置の対象になるかは国、県と相談しながら決定することになりますので、必ずしも対象になる活動と断言できるものではありません。

### 3 令和7年度スケジュール（集落用）

※今後スケジュール内容が一部変更になる場合がありますのでご了承ください。

|      | 集 落                                        | 福井市                               |
|------|--------------------------------------------|-----------------------------------|
| 4 月  | 集落協定について集落内で検討                             | 市の促進計画の策定                         |
| 5 月  | 集落説明会（5/29）                                |                                   |
| 6 月  | 測量希望調査提出（6/13㍻）                            |                                   |
| 6 月  | ※（必要集落のみ）農地確認・傾斜測量                         |                                   |
| 7 月  | 集落協定・ネットワーク化活動計画 作成ヒアリング<br>（様式・農用地一覧等の提出） |                                   |
| 8 月  | ※集落協定・ネットワーク化活動計画・農用地一覧等の追加・修正・確認          |                                   |
| 8 月  | 実施状況確認（現地確認）                               |                                   |
| 9 月  | 交付金交付申請の提出                                 | 集落協定認定<br>交付申請書の様式送付<br>（交付金交付申請） |
| 10 月 | 交付決定通知の受理<br>交付金概算払請求                      | （交付決定通知）<br>（概算払請求）               |
| 11 月 | 交付金の受取                                     | （交付金支払）                           |
| 11 月 | 交付金変更申請提出（交付金の変更がある場合）                     | （変更交付申請）                          |
| 12 月 | （交付金の受取）<br>※変更があった場合のみ                    | （変更交付決定通知）                        |
| 1 月  | 収入報告、取組状況ヒアリング<br>（収支報告書・取組状況報告書の提出）       |                                   |
| 2 月  | 収支証明書をもとに確定申告                              | （収支証明書の発行）                        |
| 3 月  | 実績報告書提出                                    | （実績報告書提出）                         |
| 4 月  |                                            |                                   |
| 5 月  |                                            |                                   |
| 6 月  | 額の確定通知の受理                                  | （額の確定）                            |



## 4 事務における注意点

### (1) 保管しておくべき書類一覧

**保管期間…5年間**

証拠書類は、協定内容の取組状況を確認する上で大変重要です。集落で次の書類を整理・保管してください。

★第5期(R2～R6)の書類も、5年間(R12年3月末)まで保管してください。

★青色(備付書類1～4)は、1月ヒアリング時の提出書類です。ヒアリングまでに集落内の共同作業時や消耗品購入時などに随時作成し保管してください。

#### ① 取組関係書類

- a. 協定書作成に当たっての集落での話し合いの記録
- b. 市町村等による農用地の傾斜・面積測定結果
- c. 事業計画・集落協定の認定申請書【集落→市】
- d. 事業計画・集落協定認定書【市→集落】
- e. 作業記録(備付書類4)

※作業ごとに写真を添付してください

※「多面的機能支払交付金(旧：農地水)」を受けている集落の場合、重複がないことを確認すること

#### ② 交付金出入金関係書類

- f. 交付金申請関係書類(交付金の申請や請求に係るもの)
- g. 通帳(出入記録がすべてわかるもの)
- h. 金銭出納簿(備付書類1)
- i. 個人配分表・領収証(備付書類2)
- j. 領収書(備付書類3に貼付)

※証拠書類は、日付順で綴って下さい。

※コピーがとれるように重ねずに貼り付けてください。

#### ③ 税務処理関係書類

- k. 交付金収支報告書【集落→市】(1月ヒアリング時に提出)
- l. 交付金収支証明書【市→集落】
- m. 収支決算書

#### ④ その他(該当がある場合)

##### n. 取得資産関係書類(50万円以上の場合、必須)

資産台帳、管理規程、管理日誌など

※購入品には、交付金で購入したことが分かるように明記

※資産台帳→いつ購入したか、いつ処分したかが分かるように明記

- o. 検査関係書類
- p. 現地確認に係るチェックシート(写し)
- q. 農用地における災害復旧計画書

★NEW →→r. 環境負荷低減のチェックシート

## (2) 協定内容の変更禁止事項

次の事項については、変更できませんので留意して下さい。

- ① 協定農用地の面積の全部又は一部の除外  
(不可抗力の場合を除く)
- ② 耕作放棄地の復旧面積の全部又は一部の取り止め

## (3) 高齢化等により当該農用地の耕作等が困難となった場合

※農用地で農業生産活動等の継続が困難となった場合には、集落協定代表者は、速やかに当該農用地の貸借等や、農地中間管理事業による貸借の活用をご検討ください。  
※結果として、当該農用地で農業生産活動等の継続が困難となった場合には、当該農用地分のみ、交付金の返還になります。  
ただし、管理者の病気や高齢化、家族の病気など、不可抗力等の場合は交付金の返還免責になります。

## (4) 中山間地域等直接支払交付金の対象外となる者 【金額の変更】

農業従事者一人当たりの農業所得が、5,055,500円を上回る者は、交付金の対象者となりません。ただし、「当該農業者が水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等、集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であって、協定内の他者の農用地における農業生産活動等を引き受けている場合」には、当該農用地の面積分のみ、個人配分可能です。「当該農業者の農用地のうち自作地に対して交付される交付額を集落の共同取組活動に充てる場合」は、対象とすることができます。

(参考) 福井市の勤労者一人当たりの平均所得

|     |                |            |
|-----|----------------|------------|
| R4  | 426,350円×12ヶ月＝ | 5,116,200円 |
| R5  | 407,621円×12ヶ月＝ | 4,891,452円 |
| R6  | 429,904円×12ヶ月＝ | 5,158,848円 |
| 平 均 |                | 5,055,500円 |

## (2) 交付金の取り扱いに係る注意事項について

### ① 交付金の使途

- ・ 交付金の使途や共同取組活動の内容は、協定参加者全員の合意（総会等）により決定してください。また合意の内容（総会資料・議事録等）は随時記録・保管してください。
- ・ 中山間直接支払交付金の概ね 1/2 以上を個人配分に当てることが望ましいです。ただし、交付金の使途は協定参加者の合意により決められるので、地域の状況に応じた交付金の活用も可能です。  
※個人配分を 100%とした場合でも、協定書に記載されている共同取組活動は必ず行い、日報等を作成してください。
- ・ 個人配分と共同取組活動配分を変更する場合は、変更届を提出してください。
- ・ 共同取組活動分は、**使途を協定書に明記**し、変更がある場合は変更届を提出してください。
- ・ 農業生産活動に交付金を支出する際は必要な経費かどうかを確認してください。  
※活動に必要な最低限の飲料は可。**食べ物（弁当、茶菓子）は基本的に不可。**
- ・ 災害時の復旧作業には充当が可能です。  
※災害発生時における、地域の共同活動による農地や農地周りの水路、農道等および畦畔の補修等の応急措置にかかる活動が対象です。  
(その場合、**協定書に使途を明記**してください)

### ② 交付金の繰越・積立について

- 「**積立**」・・・将来における特定の支出（農業機械や施設の購入等）に備え、複数年度にわたり交付金を取り置くものであり、協定期間内に取り崩す（使用する）ものとなります。集落協定で積立計画を立てておく必要があります。
- 「**繰越**」・・・何らかのやむを得ない理由により、その年度に計画した活動の実施が困難となった場合や翌年度の災害復旧に備える費用を見込んで繰越を行うもので、繰越金については翌年度中に執行するものとなります（**翌々年への再繰越は不可**）。  
⇒ 翌年度の共同取組活動費として使用する等の交付金の先送りは認められません。

(※注意！) 近年、会計検査でも不適切な繰越を指摘されています。

交付金は計画に基づき、**年度内に適切に支出**するようにしてください。

### ③ 交付金の管理

- ・通帳で管理してください。 ※他の資金と分けて管理してください。
- ・交付金のみの収支を管理するための金銭出納簿（備付書類1）を作成してください。
- ・交付金の支出に当たっては、必ず集落協定あての領収書（押印漏れのないように）を受領し、日付順に整理して保管してください。
- ・他補助事業（例：多面的機能支払交付金（旧：農地水））を併せて実施している場合は、活動及び経理内容が中山間直接支払交付金と重複しないよう、必ず作業日報等で管理してください。（会検でも指摘されています。担当者同士で日頃から確認をお願いします）。
- ・キャッシュレス決済は行わないでください。  
口座振振込み、代金引換、コンビニ支払等を活用してください。
- ・経理関係書類は5年間保存してください。

### ④ 借入

- ・農家組合や自治会等から一時的に資金を借り入れている場合は、年度中に精算してください。（※借入金で購入した場合は、返済した時点で交付金が支出されたこととなります。）

### ⑤ 交付金の返還と免責

- ・5年間の協定期間中に農業生産活動等が行われなくなった場合には、原則として協定の認定年度に遡って、当該農用地についての交付金を返還していただくことになります。

#### 遡及返還の対象農用地に関する留意点

- 上記の交付金の返還が免除となる場合以外で、農業生産活動等の継続ができなくなった場合における遡及返還の対象農用地は、「当該農用地」となります。



一筆のみ、耕作又は維持管理を中止



当該農用地のみ遡及返還

- なお、多面的機能を増進する活動や水路・農道等の維持管理、体制整備単価要件、加算措置の取組目標といった協定参加者全体で達成すべきものについては、達成できなかった場合には、基礎単価分（8割）、体制整備分（2割）、加算分それぞれについて、協定農用地全体が遡及返還の対象となります。



## ア. 交付金が返還になる場合

次の場合は、**協定認定年度に遡って**交付金返還となります。

| 状 況                                                                                      | (遡及)返還額     |
|------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 農業生産活動等の未実施                                                                              | 全額          |
| 多面的機能の増進活動の未実施                                                                           |             |
| 水路・農道等の維持、管理の未実施                                                                         |             |
| 協定認定の取消があった場合                                                                            |             |
| 協定農用地の耕作又は維持管理の未実施<br>(※農地の維持管理とは、作物の栽培が可能な状態土力向上のための取組として、耕起、緑肥作物の栽培、たい肥の散布等の実施)        | 当該農用地分      |
| 協定農用地に含まれる荒廃農地又は自然災害地の復旧が行われなかった場合                                                       |             |
| 集落協定: 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項等が行われない場合や取り止めた場合<br>個別協定: 農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項が行われなかった場合 | 体制整備単価の2割相当 |
| 加算措置の未実施                                                                                 | 加算分         |

## イ. 交付金が停止になる場合

次の場合は、交付金が停止されます。

| 取組内容                                                                          | 停止範囲                       |
|-------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| 管理が位置づけられた耕作放棄地の管理の未実施                                                        | 協定農用地すべてについて、次年度以降「全額」交付停止 |
| 集落マスタープランが適切に実施されてなく、改善の見込みがないと判断された場合（中間年評価の実施年度以降）                          |                            |
| 協定農用地外で協定農用地の農業生産活動等に悪影響を及ぼす荒廃農地として当該集落協定に管理することが位置付けられた荒廃農地について、管理が行われなかった場合 |                            |

### 交付金の返還や停止になる場合の例示

- ・ 協定農用地内に建物、墓、樹木等を設置した  
→ 農業生産活動が不可能になったと見なされ、返還対象です。
- ・ 協定で「田」になっている農用地の畦畔が、獣害、崩落、風化等で消失または自らの撤去した
- ・ 埋立により、湛水機能を喪失、および排水機能不全になった  
→ 「田」と認められず、農業生産活動が不可能になったと見なされ、返還対象です。
- ・ 砂利採取等の一時転用  
→ 協定認定年度に遡って全額返還です。
- ・ 公共事業等に必要仮設道路等用地としての一時転用  
→ 転用期間中の年度は交付対象外ですが、現況復帰後、交付対象となります。
- ・ 農家住宅建築  
→ 協定認定年度にさかのぼって全額返還です。

ウ. 交付金返還が免責となる場合 ※ただし当該年度以降の交付金の交付は行いません。

(A) 農業者の死亡、病気、高齢、又は農業者本人若しくはその家族の病気その他これに類する事由により農業生産活動等の継続が困難と認められる場合

(B) 自然災害の場合

(C) 土地収用を受けた場合

(D) 農地転用の許可を受けて農業用施設用地等（植林も含む）とした場合

(E) 地域再生法に基づく地域農林水産業振興施設、又は整備誘導施設（※注）の用地とする場合

（※注）整備誘導施設とは、「小さな拠点」を形成（集落生活圏を維持）するための教育文化施設、医療施設、その他の集落生活圏における就業機会の創出に資する施設などです。

## 5. 農地中間管理機構の活用について

農地中間管理機構を活用し、地域への助成金（機構集積協力金）を受ける場合は、中山間地域等直接支払交付金と機構集積協力金の両事業の補助要件を満たしていれば同時に受給することが可能です。

① 【協定農用地の一部又は全部が農地中間管理機構に貸し付けられる場合】

機構又は機構から当該協定農用地の管理委託を受けた者のいずれかが、協定に参加することが必要です。

② 【協定農用地の一部又は全部が農地中間管理機構に貸し付けられ、機構から担い手に転貸される場合】

転貸を受けた担い手を当該協定農用地の管理者として集落協定に参加することが必要です。第6期途中の場合は、協定の変更届（随時受付）を市へ提出してください。

※詳細については、別途農政企画課にお問い合わせください。

## 6 参考様式

### I 集落備付 様式

※各集落で保管・作成している様式でご提出ください。  
(これまでにお渡ししている様式と変更ありません。)

|             |       |    |
|-------------|-------|----|
| ① 金銭出納簿     | ．．．．． | 17 |
| ② 個人配分表兼受領証 | ．．．．． | 18 |
| ③ 関係証拠書類綴り  | ．．．．． | 19 |
| ④ 作業記録      | ．．．．． | 20 |

### II 多面的機能発揮促進事業（2号事業（中山間地域等直接支払交付金）） に関する計画の変更認定申請書〔変更届出書〕

※集落協定の変更の際にご提出ください。．．．． 21～22

### III 環境負荷低減のチェックシート ．．．．． 23

※上記様式は、福井市ＨＰからダウンロードしていただけます。

<http://www.city.fukui.lg.jp/sigoto/nourin/nougyou/p002595.html>

(福井市ＨＰ 右上 サイト内検索から 中山間 で検索)

令和 年度中山間地域等直接支払交付金金銭出納簿

| 年月日 | 摘要   | 収入 | 支出 | 残額 | 支出科目        |                            |                                  |                                                     |                                    |          | 支払先 | 備考 |
|-----|------|----|----|----|-------------|----------------------------|----------------------------------|-----------------------------------------------------|------------------------------------|----------|-----|----|
|     |      |    |    |    | 個人配分<br>(A) | 共同取組活動分(C)                 |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             | ①<br>各担当者<br>の活動に<br>対する経費 | ②<br>マスタープ<br>ラン実現の<br>ための経<br>費 | ③<br>水路、農道<br>等の維持・<br>管理、鳥獣<br>害防止対<br>策に要する<br>経費 | ④<br>農用地の<br>維持・管理<br>を行う者へ<br>の経費 | ⑥<br>その他 |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     | 前年繰越 |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |
|     |      |    |    |    |             |                            |                                  |                                                     |                                    |          |     |    |



令和 年度中山間地域等直接支払交付金個人配分表兼受領書

年 月 日配分

| 番号 | 協定農用地面積㎡ |       |              |     | 配分金額 | 氏名 | 受領印 |
|----|----------|-------|--------------|-----|------|----|-----|
|    | 急傾斜水田    | 緩傾斜水田 | 小区画<br>不整形水田 | 合 計 |      |    |     |
| 1  |          |       |              |     |      |    |     |
| 2  |          |       |              |     |      |    |     |
| 3  |          |       |              |     |      |    |     |
| 4  |          |       |              |     |      |    |     |
| 5  |          |       |              |     |      |    |     |
| 6  |          |       |              |     |      |    |     |
| 7  |          |       |              |     |      |    |     |
| 8  |          |       |              |     |      |    |     |
| 9  |          |       |              |     |      |    |     |
| 10 |          |       |              |     |      |    |     |
| 11 |          |       |              |     |      |    |     |
| 12 |          |       |              |     |      |    |     |
| 13 |          |       |              |     |      |    |     |
| 14 |          |       |              |     |      |    |     |
| 15 |          |       |              |     |      |    |     |
| 16 |          |       |              |     |      |    |     |
| 17 |          |       |              |     |      |    |     |
| 18 |          |       |              |     |      |    |     |
| 19 |          |       |              |     |      |    |     |
| 20 |          |       |              |     |      |    |     |
| 合計 |          |       |              |     |      |    |     |

令和 年度中山間地域等直接支払交付金関係証拠書類綴り

領収書・請求書等貼り付け欄

令和 年度中山間地域等直接支払交付金関係 作業記録

|       |                |  |  |  |    |  |
|-------|----------------|--|--|--|----|--|
| 日時    | 年 月 日 ( ) 時～ 時 |  |  |  | 天候 |  |
| 内容    |                |  |  |  |    |  |
| 出役者氏名 |                |  |  |  |    |  |
|       |                |  |  |  |    |  |
|       |                |  |  |  |    |  |
|       |                |  |  |  |    |  |
|       |                |  |  |  |    |  |
| 備考    |                |  |  |  |    |  |

|       |                |  |  |  |    |  |
|-------|----------------|--|--|--|----|--|
| 日時    | 年 月 日 ( ) 時～ 時 |  |  |  | 天候 |  |
| 内容    |                |  |  |  |    |  |
| 出役者氏名 |                |  |  |  |    |  |
|       |                |  |  |  |    |  |
|       |                |  |  |  |    |  |
|       |                |  |  |  |    |  |
|       |                |  |  |  |    |  |
| 備考    |                |  |  |  |    |  |

年 月 日

福井市長 西 行 茂 様

協定集落名

代表者名

多面的機能発揮促進事業（2号事業（中山間地域等直接支払交付金））

に関する計画の変更認定申請書〔変更届出書〕

このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）第 8 条第 1 項〔中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 74 号農林水産省構造改善局長通知）〕の規定に基づき、下記関係書類を添えて変更認定申請〔変更届出〕する。

記

1. 変更の内容 別紙のとおり

＜注意＞

変更届出の場合は、〔 〕内の記載に置き換えるものとする。

(別紙)  
変更箇所

\_\_\_\_\_ 集落

| 変更項目名             | 新 | 旧 |
|-------------------|---|---|
| 集落協定<br><br>_____ |   |   |



## 環境負荷低減のチェックシート(集落協定向け)

| 申請時<br>(します)             | (1) 適正な施肥                                           | 報告時<br>(しました)            |
|--------------------------|-----------------------------------------------------|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> | ※共同取組活動で施肥を行う場合<br>肥料の適正な保管<br>(該当しない □ )           | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | ※共同取組活動で施肥を行う場合<br>肥料の使用状況等の記録・保存に努める<br>(該当しない □ ) | <input type="checkbox"/> |

| 申請時<br>(します)             | (2) 適正な防除                                             | 報告時<br>(しました)            |
|--------------------------|-------------------------------------------------------|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> | ※共同取組活動で農薬を使った防除を行う場合<br>農薬の適正な使用・保管<br>(該当しない □ )    | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | ※共同取組活動で農薬を使った防除を行う場合<br>農薬の使用状況等の記録・保存<br>(該当しない □ ) | <input type="checkbox"/> |

| 申請時<br>(します)             | (3) エネルギーの節減                                                                  | 報告時<br>(しました)            |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> | ※共有資産として入手した50万円以上の農機等がある場合<br>農機等の燃料の使用状況の記録・保存に努める<br>(該当しない □ )            | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | ※共有資産として入手した50万円以上の農機等がある場合<br>省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないよう努める<br>(該当しない □ ) | <input type="checkbox"/> |

| 申請時<br>(します)             | (4) 悪臭及び害虫の発生防止                     | 報告時<br>(しました)            |
|--------------------------|-------------------------------------|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 共同取組活動を行う場合には、<br>悪臭・害虫の発生防止・低減に努める | <input type="checkbox"/> |

| 申請時<br>(します)             | (5) 廃棄物の発生抑制、<br>適正な循環的な利用及び適正な処分    | 報告時<br>(しました)            |
|--------------------------|--------------------------------------|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 共同取組活動を行う場合には、<br>プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理 | <input type="checkbox"/> |

| 申請時<br>(します)             | (6) 生物多様性への悪影響の防止                                                  | 報告時<br>(しました)            |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> | ※共同取組活動で農薬を使った防除を行う場合<br>農薬の適正な使用・保管<br>(該当しない □ )                 | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | ※共同取組活動で農薬を使った防除を行う場合<br>農薬の使用状況等の記録・保存<br>(該当しない □ )              | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | ※生物多様性への影響が想定される工事等を<br>実施する場合<br>生物多様性に配慮した事業実施に努める<br>(該当しない □ ) | <input type="checkbox"/> |

| 申請時<br>(します)             | (7) 環境関係法令の遵守等                                    | 報告時<br>(しました)            |
|--------------------------|---------------------------------------------------|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 「みどりの食料システム戦略」を理解し、適切な事業実施に努める                    | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | 関係法令の遵守                                           | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | ※機械等を扱う事業者である場合<br>機械等の適切な整備と管理に努める<br>(該当しない □ ) | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | 正しい知識に基づく作業安全に努める                                 | <input type="checkbox"/> |

注1 申請時は「します」の□、報告時は「しました」の□にチェックしてください。

注2 「※」の記載内容に該当しない場合は「(該当しない □)」にチェックしてください。  
この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

令和7年5月配付

【 連絡先 】

福井市 農林水産部 農政企画課

〒910-8511

福井市大手3丁目10-1 本館5階

T E L (0776)20-5420 F A X (0776)20-5740

E-mail nousei@city.fukui.lg.jp

